

屋外広告物許可申請手数料

区 分	単 位	金 額
1 はり紙又はこれに類するもの	100枚につき	400円
2 立看板	1枚につき	400円
3 広告幕又はこれに類するもの	1枚につき	600円
4 気球広告	1個につき	1,400円
5 電柱若しくは街灯柱を利用する屋外広告物又はこれを掲出する物件	1枚又は1個につき	350円
6 1から5までに掲げるもの以外のはり札その他の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件	1㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	300円
	1㎡以上2㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	600円
	2㎡以上5㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	1,000円
	5㎡以上10㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	1,550円
	10㎡以上20㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	2,850円
	20㎡以上30㎡未満のもの 1枚、1個又は1基につき	4,700円
	30㎡以上のもの 1枚、1個又は1基につき	4,700円に30㎡を超える1㎡ごとに450円を加算した額

備考

- 1 はり紙又はこれに類するものの枚数が100枚未満であるとき、又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、100枚として計算する。
- 2 4から6までに掲げる広告物が、イルミネーション、ネオンサイン、電子看板等、広告物自体が発光するもの又は照明を内蔵するものであるときは、それぞれ該当手数料の2倍の金額とする。